

租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書

租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書

前文

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構（OECD）の加盟国は、千九百八十八年一月二十五日にストラスブールで作成された租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「条約」という。）が、租税に関する情報を交換するための国際的な基準が合意される前に締結されたものであることを考慮し、

条約の締結の後に協力の新たな環境が生じたことを考慮し、

最も多くの国がこの協力の新たな環境の恩恵を得るとともに、租税の分野における協力に関する最高の国際的な基準を満たすことができるようにするため、多数国間の枠組みを利用可能とすることが望ましいことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

1 条約前文の第七段落を次のように改める。

よつて、各国が、情報の秘密を保護する必要性に留意し、かつ、プライバシー及び個人情報の流れの保護に関する国際的な枠組みを考慮して、措置をとるべきであり、又は情報を提供すべきであることを確信し、

2 条約前文の第七段落の次に次のように加える。

協力の新たな環境が生じたことを考慮し、また、最も多くの国がこの協力の新たな環境の恩恵を得るとともに、租税の分野における協力に関する最高の国際的な基準を満たすことができるようにするため、多数国間の枠組みを利用可能とすることが望ましいことを考慮し、

第二条

条約第四条を次のように改める。

第四条 総則

1 締約国は、特にこの節に定めるところに従い、この条約の対象となる租税に関する締約国の法令の運用又は執行に関連するあらゆる情報を交換する。

2 削除

3 いかなる締約国も、いずれか一の寄託者に宛てた宣言により、次条及び第七条の規定に従い自国の居住者又は国民に関する情報を提供する前に、自国の当局が自国の法令により当該居住者又は国民にその旨を通知することを明示することができる。

第三条

1 条約第十八条1 b中「及び」を「又は」に改める。

2 条約第十八条1 f中「次条」を「第二十一条2 g」に改める。

第四条

条約第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第五条

条約第二十一条を次のように改める。

第二十一条 対象となる者の保護及び支援を行う義務の限度

1 この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令又は行政上の慣行によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、第十四条に定める場合を除くほか、被要請国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

a 被要請国又は要請国の法令又は行政上の慣行に抵触する措置をとること。

b 公の秩序に反することとなる措置をとること。

c 被要請国又は要請国の法令又は行政上の慣行の下において入手することができない情報を提供すること。

d 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

e 要請国における課税について、一般的に認められている課税の原則又は二重課税の回避のための条約若しくは被要請国が要請国と締結したその他の条約の規定に反すると被要請国が認める場合に、そのように認める限りにおいて、行政支援を行うこと。

f 要請国の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請国の国民と比較して被要請国の国民を差別するものを運用し、又は執行するために行政支援を行うこと。

g 要請国が自国の法令又は行政上の慣行の下でとることができる全ての合理的な措置をとっていない場合（当該措置をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。）に、行政支援を行うこと。

h 要請国が得る利益に比して被要請国の行政上の負担が明らかに不均衡である場合に、徴収における支援を行うこと。

3 被要請国は、要請国がこの条約に従つて情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。被要請国がそのような手段を講ずるに当たっては、この条約に定める制限に従うが、その制限（特に1及び2に定める制限）は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

4 この条約（特に1及び2の規定）は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、被要請国

が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第六条

条約第二十二条1及び2を次のように改める。

1 この条約に基づき締約国が入手した情報は、当該締約国の法令に基づいて入手した情報と同様に、かつ、個人情報の保護の必要な水準を確保するために必要な範囲内で、情報を提供した締約国が自国の法令に基づいて特定する保護の方法に従い、秘密として取り扱い、かつ、保護する。

2 1の規定により入手した情報は、いかなる場合にも、締約国の租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に与する者又は当局（裁判所及び行政機関又は監督機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局のみが、当該情報をそのような目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、1の規定にかかわらず、当該情報を当該租税に関する公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

第七条

条約第二十七条2を次のように改める。

2 1の規定にかかわらず、欧州連合の加盟国である締約国は、この条約が欧州連合の適用可能な規則によつて提供される協力の可能性よりも広範な協力の可能性を認めている場合に限り、当該締約国間の関係において、支援の可能性について定めるこの条約の規定を適用することができる。

第八条

1 条約第二十八条に次の4から7までの規定を加える。

4 二千十年五月二十七日に署名のために開放されたこの条約を改正する議定書（以下「二千十年議定書」という。）が効力を生じた後にこの条約の締約国となる欧州評議会の加盟国又は経済協力開発機構の加盟国は、いずれか一の寄託者に対し書面により別段の意思を表明しない限り、二千十年議定書によつて改正されたこの条約の締約国となる。

5 二千十年議定書が効力を生じた後に、欧州評議会又は経済協力開発機構の加盟国以外の国は、二千十年議定書によつて改正されたこの条約に署名し、及びこれを批准するため招請されることを要請することができ、その要請は、いずれか一の寄託者に対して行うものとし、当該寄託者は、当該要請を締約

国に送付するとともに、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会に対しても通知する。この条約の締約国となるためにそのように要請する国を招請するための決定は、調整機関を通じ、この条約の締約国の合意によって行われる。二千十年議定書によって改正されたこの条約をこの5の規定に従って批准する国については、この条約は、批准書をいずれか一の寄託者に寄託した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

6 二千十年議定書によって改正されたこの条約は、一の締約国について効力を生じた年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間又は課税期間がない場合には同日以後に課される租税に関する行政支援について適用する。二以上の締約国は、二千十年議定書によって改正されたこの条約を同日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税に関する行政支援について適用することにつき、相互に合意することができる。

7 6の規定にかかわらず、要請国の刑事法に基づいて訴追されるべき故意による行為に係る租税事案に關しては、二千十年議定書によって改正されたこの条約は、一の締約国について効力を生じた日から、6に規定する日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税について適用する。

2 条約第三十条1に次のfを加える。

f 二千十年議定書によって改正されたこの条約が一の締約国について効力を生じた年の三年前の一月一日以後に開始する課税期間又は課税期間がない場合には同日以後に課される租税に関する行政支援についてのみ、第二十八条7の規定を適用する権利

3 条約第三十二条1の柱書き中「欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国」を「欧州評議会の加盟国、経済協力開発機構の加盟国及びこの条約の締約国」に改める。

第九条

1 この議定書は、条約の署名国による署名のために開放しておく。この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。署名国は、条約を既に批准し、受諾し、若しくは承認している場合又は同時に、批准し、受諾し、若しくは承認する場合を除くほか、この議定書を批准し、受諾し、又は承認することができない。批准書、受諾書又は承認書は、いずれか一の寄託者に寄託する。

2 この議定書は、条約の五の締約国が、この議定書に拘束されることに同意する旨を1の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 この議定書は、この議定書に拘束されることに同意する旨をその後表明する条約の締約国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第十条

1 寄託者は、自己に対する行為が行われ、又は通告その他の通報を受けたときは、欧州評議会の加盟国、経済協力開発機構の加盟国及び改正された条約の締約国に対し、次の事項を通報する。

- a 署名
 - b 批准書、受諾書又は承認書の寄託
 - c 前条の規定によるこの議定書の効力発生の日
 - d この議定書に関して行われたその他の行為又は通告その他の通報
- 2 通報を受け、又は1の規定に従って通報を行う寄託者は、他の寄託者に対し、直ちにその旨を通知する。

3 寄託者は、欧州評議会の各加盟国及び経済協力開発機構の各加盟国に対しこの議定書の認証謄本を送付

する。

4 いずれか一の寄託者は、この議定書が前条の規定に従って効力を生ずる場合には、この議定書によって改正された条約の条約文を作成するものとし、この議定書によって改正された条約の全ての締約国に対し、この議定書によって改正された条約の認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

二千十年五月二十七日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書二通を作成した。本書二通は、それぞれ、欧州評議会及び経済協力開発機構に寄託する。

